

# 児童相談所運営指針を遵守しない 一時保護について

2022年7月開設の板橋区児相による一時保護事案

2023年10月17日

## 1. 事案の概要

里子（2021年4月より長期委託）の子供担当（※1）が、板橋区子ども家庭総合支援センター（以下「板橋区児相」という）の開設（2022年7月）により、北児相から板橋区児相に移管。

卒園間近の2023年3月に「行動観察のために明日一時保護します」と言われる。その際に、「（一時保護に関して）里親の同意は必要ない。いつ家に戻せるか分からない。」と係長より言われる。里子本人には、当日まで説明はなく、もちろん里子本人の同意も取られないまま一時保護が決定された。

（※1）東京都は、里子の担当児相を子供担当（通称：子担）、里親の担当児相を親担当（通称：親担）といい、親と子の児相が別々のケースも多く、トラブルの原因となっている。



# 【参考】 児童相談所運営指針 第五章一時保護

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/dv11/01-05.html>

## 第1節 一時保護の目的と性格

### 3. 一時保護の強行性

(1) 一時保護は原則として子どもや保護者の同意を経る必要があるが、子どもをそのまま放置することが子どもの福祉を害すると認められる場合には、この限りではない。

## 第2節 一時保護所入所の手続き

### 1. 一時保護の開始

#### (1) 入所前の手続き

ウ 一時保護の決定に当たっては、原則として子どもや保護者に一時保護の理由、目的、期間、入所中の生活等について説明し同意を得る必要があるが、緊急保護の場合等子どもを放置することがその福祉を害すると認められる場合にはこの限りではない。



## 2. 板橋区児相の対応の問題点

(1) 児童相談所運営指針を理解していない

①保護者の定義について

後日、「『行動観察のための一時保護』は、『緊急保護の場合等子どもを放置することがその福祉を害すると認められる場合』には該当しないため、事前に子ども及び里親への説明及び同意を経て、一時保護の決定を行う必要がある、と運営指針に記載されていますが、遵守されなかった理由を教えてください。」という質問状を提出したところ、板橋区児相の回答は以下の通りでした。

「所としては、運営指針に記載されている保護者に里親は含まれないと判断しています。所の法務担当も含め協議した結果です。」

児童福祉法6条「保護者とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護する者をいう。」（児童福祉法47条において、里親に監護権があることは規定されている）



## ②人権への理解について

運営指針には、緊急保護であっても、原則は保護者及び子供の同意が必要とされているにも関わらず、児童福祉法33条があれば、「必要です」というだけで一時保護できると考えている。

憲法で保障された人権に対する理解がないため、説明及び同意不要で保護できるのは、「子どもをそのまま放置することが子どもの福祉を害すると認められる場合」に限られるという事実を認識できていない。

「所が決定したことは、絶対である」と誤解している職員が多い。



## (2) 事実認定を行っていない

一時保護の要因として説明された内容が、1年以上前の相談内容であった。北児相時代に相談した内容で、すでに解決している問題であったにも関わらず、一時保護の要因として説明された。

里子及び里親と面談したのは、3回（各1時間程度）であり、引き継いだ問題が現時点でどうなっているのかの事実認定も行わないまま、一時保護を決定した。

また、レスパイトの利用についても、年に1～2回しか利用していないにも関わらず、「家族から一人離れて、本人の気持ちはどうなんですか。」と一時保護の要因として挙げられた。しかし、本人への聞き取りも、関係者への聞き取りもなく、「家族から一人離れて可哀想」という印象で一時保護を決定した。



### 3. まとめ

東京都では、毎年のように区児相が各地で設立しています。それにより、福祉司や心理司の確保が難しくなっている現状があり、児童福祉法や児童相談所運営指針を理解しないまま、職員個人の感想や印象で子供の人生に関わる決定が行われています。

児童福祉法や児童相談所運営指針を理解していないとしても、子供や保護者に人権があること、それは児童福祉法の前に憲法で保障されていること、その人権を侵害して、本人及び保護者の同意なく、一時保護できるのは、「子どもをそのまま放置することが子どもの福祉を害すると認められる場合」に限られていること、を職員が真に理解しない限り、同様の事案は無くならないのではないかと思います。